

インターネット及びオンライン出会い系アプリの特許取得： 現在の状況について

筆者：ピーター・シェクター (Peter Schechter)

人類の誕生以来、我々は、協同食糧採集、相互や合同防護による安全確保、仲間づきあい、交友、恋愛や結婚など、様々な理由で他の人を探しています。大よそここ四半世紀で、特に友達や恋愛相手、伴侶を求める人のために「それらの目的に特化したアプリ」が登場しました。アルゴリズム的な「マッチメイキング」方法及びシステムに関する沢山の特許が許可されている一方で、米国特許法第101条に基づいて異議申立を受けた関連特許がほぼ全て、特許適格性を有しないとして無効にされています。

人類の誕生以来、我々は、協同食糧採集、相互や合同防護による安全確保、仲間づきあい、交友、恋愛や結婚など、様々な理由で他の人を探しています。大よそここ四半世紀で、特に友達や恋愛相手、伴侶を求める人のために、マッチ (Match)、バンブル (Bumble)、ティンダー (Tinder)、イーハーモニー (eHarmony)、オーケー・キューピッド (OKCupid)、クローバー (Clover)、POF (Plenty of Fish) 等等、「それらの目的に特化したアプリ」が登場しました。概して、これらのアプリは、専有のアルゴリズム的なマッチングソフトウェアプログラム又は専有のアンケート (又はポーリング) ソフトウェアプログラムを用いて、ユーザからの検索リクエストに応じて相性が良さそう又は合いそうな候補者を特定します。

推察の通り、アルゴリズム的かつポーリング式の「マッチメイキング」方法及びシステムに関する多くの特許が許可されています。結局、「愛を見付ける」ための的確な方式を発見して特許取得することは、想像を絶するほど価値があります。マッチングの実際の成功率がどれほど高いか或いは低いかに関係なく、出会い系サイトの運営者が恋愛事情に関する自社サイトの成功率を大々的に宣伝して

いますが、特許取得したシステムの運営者は同じ成功率を享受していません。実際、最高裁判所が *Alice Corp. v. CLS Bank Int'l* 事件に対して下した重大な判決¹以降、米国特許法第101条に基づいて異議申立を受けたほぼ全てのマッチメイキング方法（及びシステム）特許が、特許適格性を有しないとして無効にされています。*Alice* 判決（以下、「アリス」と言う）は、最も無慈悲な女王であるということが判明しました（英語に“harsh mistress”という慣用語がありますが、不可能でなくても満たすのが難しい厳格な基準を有し、絶対服従しなければならない人（或いは物）を意味しています）。

つい最近、eHarmony, Inc.及び The Meet Group が、全件が全般的にソーシャルネットワークワーキング、すなわち、近辺にいる同じソーシャルネットワークのメンバーを探してメンバーの個人情報を交換するというアイデアに関する関連特許ファミリーのクレームの無効化に成功しました²。それらの特許によれば、ユーザは自身の携帯電話を使って、写真や名前などの個人属性で他のメンバーを探ことができ、見付けたら、二人はインターネット経由で情報を交換することができます。当該発明は、「異なるメーカーによるモバイル機器固有のハードウェア互換性の問題に拘束されることなく、同様に社会的交流を求めている人を自由に探すことを可能にするシステム及び方法を提供」します。

簡潔に要約すると、米国特許法第101条は、特許適格性を有する保護対象を定義しています。米国特許法第101条は、「新規かつ有用な方法、機械、製造物若しくは組成物又はそれについての新規かつ有用な改良を発明又は発見した者は、本法の定める条件及び要件に従って、それについての特許を取得することができる」と規定しています。しかしながら、最高裁判所がアリスにおいて繰り返した通り、抽象的アイデアは特許適格性がないとされています。アリスにおいて、裁判所は、第101条に基づいて、今ではよく知られている、特許適格性を判断するための2ステップのフレームワークを構築しました。ステップ1におい

¹ 573 U.S. 208 (2014).

² *Wireless Discovery LLC v. eHarmony, Inc.*, No. 22-480-GBW, and *Wireless Discovery LLC v. The Meet Group, Inc.*, No. 22-484-GBW, 2023 WL 1778656 (D. Del. Feb. 6, 2023) (“eHarmony”).

て、答えが「はい」であれば、ステップ2に進み、「各クレームの構成要素を個別としても順序付けられた組み合わせとしても」、その「発明性」（すなわち、特許が実際面では、特許適格性のない概念自体上の特許以上に著しく達することを十分に保証する単一の構成要素、又は構成要素の組み合わせ）があるかを判断するために検討します。

eHarmony 事件において、地方裁判所は、対象特許の代表的なクレームはソーシャルネットワークの抽象的アイデアに関するものであるとの判定を下しました。裁判所は、他の地方裁判所が同様に、性格特性や場所などの基準に基づいて人をマッチングするアイデアに関する特許は抽象的であると判定していると述べた上で、マッチメーカーとヘッドハンターにより歴史的に実践されたような、制御された人々の情報交換という基本概念は抽象的アイデアであると述べました。*eHarmony* 事件とその判決において地方裁判所が引用した一貫した先例により、出会い系アプリに関する特許を行使するための係属中と今後の全ての取り組みの破綻を確定的にすることは少なくとも起こり得ます。

eHarmony 事件の裁判所は、特許クレームは抽象的アイデアに関するものであると判定し、*アリス*のステップ2に進みました。驚くことなく、裁判所は、対象特許のクレームは全て、救いとなる発明性がないと判定しました。特許自体からも明らかなように、当該発明は、「標準携帯電話」、「携帯電話ネットワーク」、「既存の標準ブルートゥース技術」及び「Wi-Fi」を含んだ、「利用可能な技術及び現在利用可能な標準プロトコル」により実施されるものです。地方裁判所は、類似する先例を引用し、クレームは所望の情報を収集、伝送及び表示するための既製かつ従来のコンピュータ、ネットワーク、ディスプレイ技術しか記載していないと判定しました。全く同じように記述できない出会い系アプリがなるのが考えにくいです。

昨年、Jedi Technologies が所有する特許が SCRUFF と Jack'd オンライン出会い系アプリの開発者により第 101 条に基づいて無効にされました³。Perry Street Software 事件において、地方裁判所は、当該特許は自動マッチメイキングという抽象的アイデアに関するものであると認定し、当該特許に記載のチャットルームにいる相性が良さそうなユーザーをマッチングするための 5 ステップのプロセスはその抽象的アイデアを特許適格性のある出願に変えるのに十分な特許性を有しないと判断を下しました。当該特許自体において「新しい人間関係を構築することを目的とし、チャッター（チャットする人）をくっつけるように設計された新しいシステムに関する」と記載されているから、裁判所にとって、当該特許が自動マッチメイキングに関するものであると判断するのは難しいことではありません。

Perry Street Software 事件の裁判所は、Jedi Technologies の所有する 4 つの関連特許がアリスの 2 ステップのフレームワークに基づいて特許適格性がないと認定され、2017 年に無効にされたと特に言及し、前に無効にされたそれらの特許は「異なる二人の性格と趣味をもとに相性が良いかを判断するという人々の相性とマッチメイキングの概念に」基礎を置いていると述べました。更に、その 2017 年の事件において、裁判所は、対象特許は、前インターネット時代から知られたある商慣習の実行とそれをインターネット上で実行する要件とを挙げているだけであり、アリスのフレームワークのステップ 2 の基準を満たすのに明らかに不十分であるとの判断を下しました。

しかしながら、Perry Street Software 事件の裁判所は、前の事件を根拠にせず、それに関係なく、Jedi Technologies の新たに主張した特許は「明らかに、相性が良さそうな人を探して紹介するという抽象的アイデア、言い換えれば、マッチメイキングという数千年でないにしても、既に何世紀にもわたって存在するアイデアに関するものである」と認定しました。そして、以前に別の裁判所により判定されたように、クレームに記載の発明がどのように汎用で既製のコンピュ

³ Perry Street Software, Inc. v. Jedi Techs., Inc., 548 F.Supp.3d 418 (S.D.N.Y. 2021) (“Perry Street Software”).

一タ及び電気通信技術によって実施されるかは、アリスの判断基準から何も救えません。

Trinity Info Media, LLC が所有する、質問に答えたユーザーをマッチングするという抽象的アイデアに関する出会い系アプリが、2021年に第101条に基づいて無効にされました⁴。2019年、オンライン出会い系プラットフォームであるマッチ、POF、ティンダー及びオーケー・キューピッドの運営者である Match Group LLC、Plentyoffish Media ULC 及び Humor Rainbow Inc.が、不吉にも発明の名称が「人生の問題に直面する人を手助けするためのソーシャルネットワークを構築し利用する方法及びシステム」という特許の無効化に成功しました⁵。一年も経たないうちに、Humor Rainbow が、別の特許を人の相性及びマッチメイキングの抽象的アイデアへ引っ張り、当該発明が先行技術の方法及び装置を用いて実施されると記述されていることによって、その無効化に成功しました⁶。他にもまだそのような例が沢山あります。

この全てから得た教訓は紛れもなく、オンライン出会い系アプリと特許とは互い相性が良くないとのことです。特許とオンライン出会い系アプリは何か「イチャイチャする」ようにできたとしても、そのような関係はよくとも全て一時的なものであり、関わる全員が代償を払うこととなります。アリスは無慈悲な女王です。

⁴ *Trinity Info Media, LLC v. Covalent, Inc.*, 562 F.Supp.3d 770 (C.D. Cal. 2021).

⁵ *NetSoc, LLC v. Match Group, LLC*, No. 3:18-CV-01809-N, 2019 WL 3304704 (N.D. Tex. July 22, 2019).

⁶ *Ghaly Devices LLC v. Humor Rainbow, Inc.*, 443 F.Supp.3d 421 (S.D.N.Y. 2020).